

JDSF-PD 審判員の心得 2017

心構え

すべてのスポーツは審判の中立・厳正が前提にあります。ダンススポーツの競技会ほど短時間にフロアにおける競技者を判定する難しさを持った競技は少ないのではないのでしょうか。出場する選手も様々なレベルであり、一定した実力を表現できない人も多く、その判定には実に難しいものがあります。

我々審判員として活動していく上で、常日頃勉強を怠らず、テクニックについて理論武装し確固たる信念でジャッジに当たるとともに、人間関係や過去の成績に対する概念を捨て公平無私な審査を行うという非常に高度な資質が要求されます。競技結果が明確に発表されるということは、逆にその判定結果をもって参加選手一人一人に我々が審査されていると考えられると思います。

また、選手を始め大会役員の方々などは、ある種独特の信頼感や尊敬の念を持って審判員を見てくださっている場合が多く、少しでもそれが裏切られた場合には厳しいご批判を頂戴することになります。クレームの中には相手方に非がある場合や単なる言いがかりもありますが、こちら側にも無意識のうちに驕りや勘違い、気の緩みがあったかもしれません。審判活動中は謙虚さを失わず、誠実に、人としての品位を高い位置でキープしていただきたくお願いいたします。

1、審判員は、審判するに適切な体力、調子を整えておくこと。審判の仕事を適切に実行することが出来ないような身体的、精神的な状態にあると思われる時は辞退すべきである。

2、審判員は、競技する選手のごく近い親戚、近親者である場合、または審判員として仕事をするには不適當になるような個人的関係がある場合はそのパネルの審判を辞退すべきである。

【参考・WDSF・Adjudicators' Code of Conduct and Standards of Ethics より】

「ごく近い親戚、近親者」とは血縁関係または婚姻関係にあり「いとこ」又はそれ以上に近い、又は養子、又は審判員が同居している場合。

3、審判員は、自分の認定レベル、経験、自分のライセンスに関していかなる虚偽の表明もしてはならない。

4、審判員は、審判員の判断に直接又は間接的に影響するかもしれない、いかなる選手や主催者から、またいかなる第三者からの贈与としての金品類は受け取ってはならない。

また、有利なことを得ようとする選手のいかなる行為にも加わってはならない。

5、審判員は、その立場を利用し、選手を脅かしてはならない。

6、審判員は、審判している競技会の間は、参加選手をコーチしたり、アドバイスをしてはならない。また、派遣以外の競技会の中での選手の指導も他の選手の誤解を招くので節度が必要である。

7、会場に向かう途上、選手と親しくしてはならない。

たとえ知人でも他の選手からクレームのつく原因となります。

8、競技会中は競技選手や観客と会話してはならない。

内容は別としてアドバイスをしているのでは等、他の選手に誤解を与えます。

9、すべての競技終了後、選手に結果等を聞かれることがあったら、選手を育てる意味で、丁寧な温かいアドバイスが心がる。選手が聞いて納得できる言葉を使うことが大切です。

10、審判員は、いかなる方法によっても他の審判員に対して不適切に影響、または威圧しようとしてはならない。

11、会場や控え室で不用意な発言をしないよう注意する。

ラテンの部が終了していても、同じ選手がスタンダードの部に出場してくるケースもあるので、全競技が終了するまでは特定の選手の批評をしないこと。

また、接待係の人が選手の関係者である場合もあるので、不用意な発言には注意する。

特定の選手の批評でなくとも、懸命に競技している選手を愚弄したり礼儀を欠くような言い回しは、JDSF-PD 審判員の品格を損なうものである。

12、当日の審判員以外の審判員は、むやみに審判員控え室に立ち入ってはならない。

また、競技会が終了する以前に、その当日の審判員と、その競技会での選手のパフォーマンスや過去のパフォーマンス・成績について議論してはならない。

13、審判のみに集中し、観客、審判員仲間との会話や注意をそらすようなこと（携帯電話やカメラ）をしてはならない。特に携帯電話はフロアサイドで（選手から見えるところで）使用しないよう注意してください。

14、審判時の服装については、主催者からの案内に従う。

男性は黒のスーツに白のYシャツとJDSFのネクタイ。

女性は黒のスーツ（パンツ・スカート）に白のブラウスとJDSFのスカーフ。

靴に関しては JDSF 主催競技会に於いてはダンスシューズをはく。（土足厳禁が多い為）

怪我などでダンスシューズがはげない場合は主催者の許可を得ること。

上着を脱いだり、コートを着たりして審判をしてはならないが、何らかの事情があった場合は主催者を通じアナウンスをしてもらってからとする。

15、審判員は、競技会当日の集合時間には余裕を持って到着していること。

やむをえず集合時間に遅れる時は、速やかに主催者に連絡すること。

16、JDSF が禁止している競技会の審判を敢えて行ってはならない。

他団体の審判員資格取得に問題はありませぬ。その際は事前に審判部にご連絡いただき

承認を得てください。既に登録されている方はご報告ください。そして、他団体の審判をされる場合は、審判部に日時・大会名・競技区分など事前に報告願います。（20100523 執行委員会決定事項）

17、審判の依頼に対して不当な理由で断ってはならない。

18、JDSF-PD審判員は、国内海外を問わず公の場での採点の対象となるいかなる競技会にも出場してはならない。但し JDSF 傘下団体・JDSF 会員拡大パーティーでの余興的競技会は除く。

19、審判員は、定期的に審判員研修会を受講しなければならない。

現在、公認研修会を2ポイント、承認研修会を1ポイントとし、毎年度ごと（審判研修会の年度始まりは4月です）2ポイント以上受講していただくよう運用しています。年度末である3月末までに2ポイントに満たない場合は、翌年度の派遣を見送らせていただいております。JDSF-PD審判員の審判に対する姿勢を内外にアピールする為にも、皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

20、連絡先の変更・休会・審判員引退の際は【JDSF-PD 審判員に関する諸届】用紙に記入し

JDSF PD事務所まで郵送、またはFAX する。

JDSF PD事務局情報システムに登録したメールアドレスに変更がある場合

は、速やかにPD審判部長にメールすること。

●競技会運営への関与について

審判員は原則として競技会の当日の運営には関与しない（進行には口を出さない）。

アナウンスした選手が出ていない、ジャッジペーパーにない選手が間違えて出ている、フロア内の全選手がカウントを外している、などで、審判員が曲を止めたりしないこと。

問題がある場合はチェアパーソンに報告し、チェアパーソンが必要に応じて競技長と相談し対応する。
なお主催者の競技運営や競技長の力量に問題があると感じた場合、チェアパーソン報告にて審判部に報告してください。

競技関連規程集・競技部との申し合わせにより以下の取り決めがあることを、一応ご承知おきください。

I、審判員の数

公認競技会では原則として次のように定められている。〈DSCJ 全日本統一級競技規則第 18 条〉

A 級戦は 7 名以上。

B～D 級戦、シニア I II III、及びノービス戦は 5 名以上

1～3級戦は 3 名以上

同点決勝をチェアパーソンの単独審判でおこなうことは原則許されておりません。

交通手段途絶による審判員不着時の公認指針（審判員の急病時の対応含む）について

〈競技部との申し合わせ事項〉

台風等のため現地へ到着できない可能性が出てきても、競技会の中止がない限りは、まず出来るだけ会場に行くよう努力してください。その場合、飛行機の正規料金等は認められます。旅費精算書にはその旨お書き添えください。無理だと判断された場合は主催者にご連絡ください。主催者は次の方法で対応いたします。

（優先順位順）

- 1、代替の公認審判員がいない場合、審判員の数を偶数を含め最低 3 名までは減らすことが出来る。
- 2、派遣された審判員が 3 名にも満たない場合、競技会会場あるいは近辺の公認審判員（級は不問）、プロ（各団体の公認審査員が望ましいが、現役競技選手でも可とする）に依頼しても OK とする。夫婦や現役時代のカップル同士が含まれていてもやむをえないが、これは最後の対応とする。
- 3、2 名以下の構成あるいは公認審判員（上記のプロを含む）以外を採用した場合は、昇降級対象外となる。

（競技部判断）

II、同点の場合の処理

決勝戦へ進出組数が同点により、7 組以上になった場合〈競技規則細則第 1 条－1〉

7～9 組の場合 同点決勝は行わないで決勝戦を行う。但し、6 組に限定する必要がある場合に、正規の審判員とは別の補助公認審判員のチェック数を用いることは可とする（当分の間、規程フィガーのあるソロ競技を実施時に限る）

10 組以上になった場合は同点決勝を行う。

準決勝への進出組数が同点で 13 組以上になった場合〈競技規則細則第 1 条－3〉

同点決勝を行わないで全組で準決勝を行う。

* この場合のように 1 つのヒートで踊る人数が多くなった場合に、2 ヒートに分割するかどうかは競技長が判断し決定します。

III、出遅れやヒート間違い選手の救済

出遅れの選手やヒート違いで踊っている選手がいても、審判員はジャッジペーパーのヒート割を最優先としジャッジペーパーに従って、肅々と審判する。但しアナウンスがあった場合その指示に従う。

IV、「同区分同時 2 面」運用の際の留意点<競技部との申合せ事項>

例えばC 級戦の予選を 2 つのフロアに分けて始め、最終予選から 1 つのフロアに統合する場合（準決勝からの統合は原則禁止）次の優先順位により配置運用する旨通達されている

- 1、2 面審判員を統合しておこなう。（審判員の数が偶数になっても OK）→残りの 1 面は使用しない。
- 2、2 面からシャッフルして審判員を選び、残りの 1 面を残りの審判員で他区分の 1 次予選から実施する。
- 3、2 面を統合しておこなうが、審判員を 3 班用意しておき、残りの 1 面は 3 班目の審判員で運用する

注）夫婦や現役時代のカップルがいる場合は、原則 A 面 B 面から均等に外した構成とする。人選は競技長またはチェアパーソンが行う。主催者には事前に一緒に審判できない審判員名を報告済み

●審判員講評について

競技会において講評の時間を設けるか否かは主催者判断。

最近に行わない競技会も多くなっていますが、主催者からの要望があった場合には、可能な限り講評を行ってあげるようにしてください。但し、進行が遅れて競技会終了予定時間が過ぎていたり、聴衆が少ない場合などはお断りしてもよろしいかと思えます。

追加事項)

* 審判員講評の打ち合わせは、主催者とチェアパーソンの間で行い、チェアパーソンが講評者の調整をする。

* 背番号を交えての講評は、全競技が終了してからに限るべきである。

●アンチ・ドーピングについて

競技者支援要員（審判員を含む）も競技会場において禁止物質の所持・不正取引が禁じられており、制裁の対象となり得るため、禁止物質が含まれている服用薬を大量に持ってきたり、選手にあげたりしないよう注意する。

詳しくは冊子あるいは JDSF ホームページにてご覧ください。

JDSF-PD審判員規程（罰則）第 12 条の変更（第 5 項として挿入、以下項番を順送り）

競技者支援要員としてドーピング検査違反にかかわった場合、日本ドーピング防止規程により審判員資格を永久停止する。また、本連盟ドーピング防止規則により、与えた損害については JDSF の請求に従い賠償するものとし、状況によって JDSF は罰金を科す。

●旅費精算について

- 1、精算は合理的な経路による公共交通機関とする。（自家用車使用の場合でも）
- 2、飛行機を利用の際は、旅割（ANA）先得割引（JAL）が原則。設定がない等で特割を取得した場合は【旅費精算書】にその旨記入。普通運賃・往復割引・ビジネススキップの場合は審判部の事前承認が必要。領収書または支払控えを提出。

その他「JDSF 旅費精算書」の下部に書いてある注意書きに従ってください。

経費節減にご理解とご協力をお願いいたします。

●宿泊について

宿泊費は主催者負担なので、事前に主催者と打ち合わせる。

主催者に無断での宿泊費は支給されませんのでご注意ください。

●審判員日当について

審判員の日当は、7 時間を基本としその金額は 8,000 円。7 時間のカウントは拘束時間（開会式または競技

開始時間ではなく、朝の指定集合時間) から競技終了までとする。

また、7 時間を超える場合は、30 分につき 1,000 円の延長手当が支給される。

後日になってから時間計算が間違っていたとか、支給ミスで金額に不足があったとかということになっても
実際問題としてなかなか解決が難しいので、主催者から支給されたら

その場で金額を確認し、疑問点があればその場で審判長を通じて問い合わせをするよう

お願い致します。(人前での金勘定になりますが、受領印を押す以上、捺印前に金額は確認するようにお願い
致します。)

●同じフロアでジャッジできない審判員について

夫婦及び選手時代のカップルが、1 フロアの際、一緒にジャッジすることは原則認められておりません。但し
5 年以上、指導や団体運営に於いて共に活動していないと審判部が認めた場合は、この限りではありません。

審判方法

●審判項目

新審判方式に取り組み始めた WDSF との整合の為、これまでの JDSF が掲げてきた審判項目に若干手を加えることといたしました。

(JDSF ホームページ内 新審判方式実施規定 PCS 参照)

- * ポスチャー、バランス、コーディネーション
- * 動きの質、ムーブメントの良さ
- * 音楽に対するムーブメント（初心者の審判には タイミングとベーシックリズム）
- * パートナリングスキル
- * 振り付けと演出
- * フットワーク

●基本ルール

- 1、審判はカップルがダンシングポジションを取ったときに始まり、音楽が終わった時に終わる。即ち、審判は踊っている間に採点し、必要ならば修正しなければならない。
もし、あるカップルが出遅れ、又は途中でダンスを中止した場合は減点対象となる
- 2、カップルは踊っているそのダンスで示す演技についてのみ、ジャッジされなければならない。以前に取得したタイトルとか、この競技会での前の演技、他のダンス種目での演技について配慮することは許されない。
- 3、審判員は判定に於いて一貫性があり、客観的で、中立でなければならない。先入観のある審判は競技会の基盤全体を傷つけるものである。
- 4、競技会プログラムによって選手の名前、背番号、国を知って、又中間結果を知って、又は他の審判員のマークを知って、いかなる予想もしないこと。

●審判中の注意点

- 1、ジャッジペーパーの競技区分・ラウンド・種目・ジャッジナンバー・氏名を確認すること。
ジャッジペーパーにサインすることも忘れずに！
- 2、筆記用具について、海外では自分のボールペンや万年筆を使用するが、JDSF 競技会では主催者の指示に従うこと。（配られた消しゴム付鉛筆を使うことが一般的であったが、環境への配慮もあり国内でもボールペンや万年筆持参へ移行中）
- 3、ジャッジボードにはジャッジペーパー以外置かないこと。
選手に何らかのメモではないかと疑惑を持たせる原因となります。
- 4、アップ数を確認したうえで、審判に入る。マークし終わった時も数を確認する。
審判員のアップ数の間違いによりコンピューターに不都合が発生し、大会進行にも遅延が出ます。発表に際しても審判員に対する信頼を失うもととなりますので、充分気をつけてください。
- 5、JDSF 競技会に於いてマークの表し方は、レ印とする。消しゴムを使わずにそれをキャンセルしたり、再度生かす場合は採点管理にわかるように記す。
 - ✓ pick up マーク（レ印）
 - ~~✗~~ キャンセル（レ印の上に×）
 - ~~○~~ 再度生かす 復活（○を重ねる）

6、予備マークをつけておく

予選ではヒートにより出場選手のレベルにばらつきがある為、全出場者レベルで判断することが必要となります。ヒートによってアップ数が違っていてもなんら不思議はなく、そこまで審判員が見ているというアピールにもなります。そのために予備マークは必要になってくると思います。また予備マークはジャッジペーパー回収後、アップ数が間違えていることを指摘されても、すぐ訂正する助けとなります。

予備マークは正規のアップの印と混同されないように欄外に付けてください。

7、6ヒート以上のラウンドの採点回収について

ひとつの種目につきジャッジペーパーが複数枚になる場合はすべてのヒートが終わるまでジャッジペーパーを採点回収に渡してはならない。

8、背番号の見誤りやジャッジペーパーへの記載ミスに注意する。

不幸にも、踊っていない選手や最初から最後まで音楽に合わない選手にマークしてしまう危険性があります。その場合主催者や、選手からクレームを戴くこととなりますので、充分ご注意ください。

また、1ヒート内で落ちる選手が1組や2組と少なくとも、必ずUPさせる選手の踊りを見てその背番号にマークしてください。

9、審判員は互いに離れて立つ。すべての選手を見る為に、必要な場所に移動すること

着席にて審判の指示があった場合にはそれに従う。

10、必要以外、審判員同士フロア上で会話しないこと。

独立して審判し、他の審判員と記録の比較をしてはならない。

11、審判中は曲が終わるまで時間いっぱい踊りを見る。採点に変更の必要があった場合は変更すること。

早く結果を出して、ぶらぶらしている様子を見せないように。

12、日本でもジュニア競技会が盛んになり、ジュニア競技の審判基準が【ジュニア育成要綱】に記されていますので紹介いたします。

①テンポとリズムに合った音楽表現（明確で、細かなリズム表現）

明確→4分音符と小節 細かい→2つ以上のリズムを同時に表現 小節をまたぐリズム

②身体の最大稼動範囲拡大、（大きなムーブメント）可動性と安定性の相反

③美しいポイズを保っての中心から末端へ発散する動き（末端から中心へ集まる動きも）、細かい中心軸。

④男女のシルエット（バランス）、二人のセンター、リード&フォロー

⑤各種目の音楽（曲）を理解したうえでの豊かな表現

ジュニア独自の競技（子どもダンスうんどう、リズム体操、メレンゲなど）において

◎「元気に、楽しく、リズムカル」を審査基準とし

団体戦： チームの一体感、表現も評価する

メレンゲ： メレンゲアクションの表現も評価する。

「元気に、楽しく、リズムカル」を解説すると次のようになる。

「元気に」とは、例えばムーブメントがダイナミックで大きいことなど。つまり、元気のよいこと。「楽しく」とは、動きが軽やかで、明るいというような表現の良さ。つまり、楽しそうに見えること。「リズムカル」とは、タイミングとベーシックリズムが良いこと。リズムの演出表現が良いこと。

緊急連絡手順

審判員の派遣依頼を引受けた後で、急遽都合が悪くなった場合の対処方法・緊急連絡手順については、次の要領にて関係者に連絡をして下さいますようお願い致します。

競技会前日までの場合

ご自分がジャッジ依頼を受けた派遣担当者、又は審判部長に連絡をとり、審判員の交代を要請して下さい。

注) 連絡は必ず本人と直接取り、留守電への伝言や家族への伝言で終わらせないようにお願い致します。

競技会当日、競技会に向かう途中の場合（交代要員の手配が間に合わない場合）

JDSF本部事務局より通知された主催者の緊急連絡先へ連絡し、事情を説明して下さい。

尚、当日連絡を受けた主催者側は、善後策を当日の審判長と協議することになりますので、

審判長の方は、臨機応変に対処し、結果を審判長報告で必ずご報告くださるようよろしくお願いいたします。

審判長の役割

1. 審判員の集合状況の確認（主催者側への報告）
2. 万一遅刻者や欠席者が発生した場合は、主催者側と対応策（審判員有資格者が場内にいないか等）を協議する。
3. 会場内や控え室で、不用意な発言が行われないよう注意する。
 - * 午前の部が終了していても、同じ選手が午後の部に出場してくるケースがあるので、全競技が終了するまでは当日の競技に関するいかなる話もしないように注意する。
 - * 接待係の人が選手の関係者である場合もあるので、特に不用意な発言は行わないよう注意する。
4. 主催者側との打ち合わせ（トラブル防止のためにも審判員会議は必ず行ってください）
 - タイムテーブルをチェックして休憩時間・昼食時間・終了時間を確認する
 - 各審判員の氏名（よみがな）の確認
 - ジャッジ記号札の確認
 - 各審判員の担当競技区分の確認
 - 選手係の有無の確認
 - ジャッジ表に番号記載の無い選手は審査対象外であること、またそれを理由に審判員が競技を止めてしまうことの無いよう確認
 - 開会式への審判員の出席の有無を確認
 - 講評の依頼がある場合は、実施担当者の決定を調整する。
5. 旅費精算書を回収して主催者側に提出する。
 - 帰りのタクシー乗合が発生する場合は、代表して精算請求する支払担当者を調整する。
6. 競技中
 - 審判員のフロアへの出遅れがないか常にチェックする。
 - 競技の運営に関して競技長から相談があった場合は審判員を代表して対応する。
 - 競技の運営に関して審判員側から相談があった場合は、必要に応じて競技長と相談し対応する。
7. 日当、旅費の支給があったら金額のチェックを行うと共に、全審判員に金額の確認をするよう指示する。（後で不足のクレームがあっても実際問題として解決は難しい。）
 - ※ PD審判員の日当は、朝の指定集合時間から7時間を基本とし、その金額は8,000円です。
 - 7時間を超える場合は、30分につき1,000円の延長手当てが支給されます。

